

7 日蜂協第 105 号
令和 7 年 6 月 19 日

都道府県団体長
理 事・監 事
各ブロック養蜂青年部代表

】 殿

一般社団法人日本養蜂協会
会 長 森 山 裕
【 印 鑑 省 略 】

蜜蜂被害報告マニュアル等の送付について

平素より当協会の事業運営並びに推進にご高配賜り感謝申し上げます。

農林水産省では、昨年度に引き続き、農薬による蜜蜂の被害を軽減するために、農政局等を通じ各都道府県に「令和 7 年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について（令和 7 年 6 月 19 日付、7 消安第 1800 号、7 畜産第 820 号）」を通知しました。同時に、同内容について農林水産省より当協会へ協力依頼がありましたので、当協会からは、令和 7 年 6 月 19 日付 7 日蜂協第 104 号で、各都道府県団体長及び各ブロック養蜂青年部代表宛に、蜜蜂が農薬の被害にあったと思われる場合は、都道府県の畜産部局及び農薬指導部局（その所属又は関係する部署・出先機関）に連絡していただく旨を通知しております。

農薬と思われる蜜蜂被害が発生した場合は、上述の都道府県行政機関への報告をお願いしておりますが、加えて、添付の「蜜蜂被害報告マニュアル」等をご確認いただき、日蜂協にも「蜜蜂被害報告書」をご提出くださいますようお願いいたします。

蜜蜂の農薬被害を少しでも減少させるためには、このような地道な努力の積み重ねが必要となります。被害が発生しても、何も連絡しなかった場合、「被害なし」と分類されますので、ご対応方よろしくお願いいたします。